第一回 IT マネジメント研究会 初心者編(大阪) 議事録

日時: 2010/09/03 (金) 15:00~17:00

会場: 大阪丸紅ビル 13F E 共用会議室

テーマ: クライアント PC 管理の光と影~熟練管理者が様々な経験から最適策を語る~

講師: 柳原 秀基 様

大阪市立大学大学院 創造都市研究科 都市情報学専攻 博士(後期)課程

「システム管理者の眠れない夜」(IDG)著者

司会・進行: ITマネジメント研究会 初心者編 座長

帝塚山大学 経営情報学部 教授 博士(国際公共政策)

公認システム監査人 高瀬 宜士 氏

※当分科会の運営方針により、個人/会社名を特定できる発言、および発表者から公開の許可を得られなかった内容は議事録より削除されています。あらかじめご了承ください。

今回のテーマの中でも参加者からの質問はソフトウェアに関することに集中しました。

ソフトメーカから送られてくる「ライセンスの確認」に関する書類の対応は経験者も少なく実際の話として、ディスカッションで話題になりました。

とても面倒な作業になるので、やりたがらない内容としてとらえられているようでした。

経験者からは、真摯に対応しないと大きな問題に発展することや、対応すらしないと証拠保全なども含め もっと困った状況になることが紹介されました。

ソフトウェアを大量に導入するときなどのライセンス契約書には、立ち入り検査を含む調査の条項が含まれているケースがあることを知らない場合が多いようです。新たに PC 管理される方には、契約書の内容も引き継がれる必要があると感じました。

購入したライセンスとインストールした PC、利用しているユーザ、CD などの媒体のすべてを把握、台帳化してそれを紐づけることがソフトウェアライセンス保護団体から求められていることを参加者全員で再確認しました。

休憩時間に一部紹介した、「警察庁の情報セキュリティ対策ビデオ」 http://www.npa.go.jp/cyber/video/index.html

のような、実際にあったようなことがドラマ仕立てで紹介されると意識が広まることにつながりそう。

フリーソフトウェアの活用についても質問があり、購入費用もかからずライセンス管理も必要ないという ことで利用を推進してよいかという質問がありました。すでに活用しているユーザも居るが、それがよい ことか、注意することなども質問がありました。

経験者からは、基本的に業務利用する目的で貸し出している会社の資産であるパソコンで利用を許可する ソフトウェアは、制限が必要であり、特別な場合には、申請承認を経て導入していくことが大切であると いう回答でした。 なぜそこまでする必要があるかという反論もありましたが、経験者からはフリーソフトが勝手に外部と通信しているケースなどを紹介いただき、十分な検証してセキュリティを保つことと、フリーで入手できても商用利用の場合は有償になるケースを紹介いただき、ライセンス情報の確認も欠かせないという回答でした。

管理ツールを入れれば解決する話ではなく、管理ポリシーとその運用を起動に載せるためにツールを利用 することが重要であることが最後に紹介されました。